

## 第2章 市民まちづくり活動と第1期計画策定以降の社会動向

### 第1 市民まちづくり活動とは

「札幌市市民まちづくり活動促進条例」では、「市民まちづくり活動」を『市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)等又は個人により自発的に行う公益的な活動』と定義しています。

札幌市内には、古くから地域のまちづくりの中核を担ってきた単位町内会が約 2,200、連合町内会が 90 あるとともに、NPO 法人は約 880、任意団体を含めた市民活動サポートセンター登録団体数は約 2,200 にもものぼり、これらの団体それぞれにより、高齢者や障がい福祉、子どもの健全育成、文化・芸術などさまざまなまちづくり活動が展開され、企業による社会貢献活動も広がりを見せているところです。

また、個人や家庭レベルでも、前述の団体等が行うまちづくり活動への参加をはじめ、環境負荷や将来のまち、次世代への配慮など公益的観点から自発的に行われているゴミの分別・減量化や省エネ等の取組、さらには、市民まちづくり活動を資金面から支える寄附行為等も広がりを見せており、これらの取組もまちづくり活動といえます。

このように、「市民まちづくり活動」の主体は、**団体、企業**から**個人**まで広範にわたり、これらの主体が営む『**快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公益的な活動**』は、すべて「市民まちづくり活動」ということができます。

※ ここでいう「市民」とは、市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人及び市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体を指しております。

### 市民まちづくり活動 (暮らしやすいまちを実現する活動)



## 第2 市民まちづくり活動を巡る全国の動き

札幌市では市民まちづくり活動の促進施策の指針となる第1期基本計画を平成21年(2009年)5月に策定しましたが、国においても、その約半年後の10月に「新しい公共」の考え方が示されました。これは、従来「官」が担っていた「公共サービス」の概念を刷新し、市民や企業などさまざまな主体が「公共」領域に参画し、財・サービスの提供主体となる「新しい公共」の推進により、「支え合いと活気がある社会」を実現しようというもので、全国で47,000にもものぼるNPO法人もその担い手の一つと位置づけられています。

これを機に、税制優遇措置を受けることのできる認定NPO法人<sup>2</sup>の要件の緩和など寄附税制の見直しや、NPO、町内会などの地縁組織をはじめとするさまざまな団体が連携・協働しながら地域の社会的な課題の解決にあたる基盤の整備<sup>3</sup>などが進められました。また、平成24年(2012年)4月には、NPO法人の認証認定事務が政令指定都市に移管されるなど、地域に根差したNPO法人が活躍する環境も整いつつあります。

さらに、国においては平成25年(2013年)4月から「新しい公共」の考え方をさらに進め、「共助社会づくりの推進」に取り組むこととし、この中においても町内会などの地縁組織やNPOは大きな役割を期待されています。

一方、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、日本社会に大きな影響を与えました。

内閣府が平成25年2月に公表した「社会意識に関する世論調査結果」では、8割弱の方が、社会における結びつきが「(東日本大震災)前よりも大切だと思うようになった」と答えています。また、震災後、強く意識するようになったことは何かという設問<sup>4</sup>には、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」(67.2%)、「地域でのつながりを大切に思う」(59.6%)、「社会全体として助け合うことが重要だと思う」(46.6%)、「友人や知人とのつながりを大切に思う」(44.0%)など、人とのつながりや助け合いを意識する回答が上位を占めています。

震災ボランティアは平成23年3月から平成25年9月末までに延べ約130万人<sup>5</sup>に及び、震災関係の寄附は約6,000億円、寄附をした方は8,512万人にのぼりました<sup>6</sup>。また、所得税の寄附金控除を利用した方も、平成22年(2010年)分の57万9千人から平成23年(2011年)年分は121万9千人<sup>7</sup>と倍増しています。

このように、第1期基本計画が策定された平成21年以降、全国的にも市民まちづくり活動を活性化するための社会基盤の整備・充実が進むとともに、東日本大震災をきっかけに、助け合いや寄附の意識が広がりを見せていると言えます。

<sup>2</sup> NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であることなど一定の基準を満たすものを所轄庁(札幌市内にのみ事務所がある法人については札幌市)が認定する制度。認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

<sup>3</sup> 平成23年度より2年度に渡り「新しい公共支援事業」の一環として「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」「社会イノベーション推進のためのモデル事業」などが実施されました。

<sup>4</sup> 複数回答

<sup>5</sup> 全国社会福祉協議会

<sup>6</sup> 日本ファンドレイジング協会編『寄附白書2012』(経団連出版,2012年)

<sup>7</sup> 「新しい公共」に係る最近の状況等について(平成24年8月22日内閣府)

### 第3 札幌市の現状

---

第1期基本計画の策定以降、札幌市内のNPO法人数は約880にのぼり、また、市民や企業からの寄附を原資に市民まちづくり活動団体へ助成を行う「さぽーとほっと基金」への寄附は累計5億円<sup>8</sup>に迫る勢いです。さらに、企業が市と協力してまちづくり活動を行うことを定めて締結した協定は46まで増加しており、市民まちづくり活動の機運は高まりつつあります。

また、札幌市では、国の認定NPO法人制度に加え、市が独自に条例でNPO法人を指定すると、当該法人への寄附について個人市民税の優遇措置が適用される条例個別指定制度を整備し、平成26年1月から運用を開始したところです。今後は、こうした制度も活用し、コミュニティの中心的組織として地域社会を長期的視点で守り支える町内会と、今後も成長が見込まれるNPOなどの団体、社会貢献活動に意欲を持った商店街や企業など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを進めていくことができる環境を整えていくことが重要です。

---

<sup>8</sup> 平成20年(2008年)4月の制度創設から平成26年(2014年)5月末までの入金額